

九州大学GPA制度に関する規程

平成26年度九大規程第172号
制定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 3年 3月26日
(令和2年度九大規程第70号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「学部通則」という。）第17条の3第4項の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の学士課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度による評価について必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて、学生の能動的学習活動と教員のきめ細やかな履修指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評語、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評 語			GP
S	Excellent	基準を大きく超えて優秀である	4
A	Good	基準を超えて優秀である	3
B	Satisfactory	望ましい基準に達している	2
C	Pass	単位を認める最低限の基準には達している	1
F	Fail	基準を大きく下回る	0

2 前項の規定にかかわらず、学生が履修した授業科目のうち、合否等により判定する授業科目の場合は、R（Recognition：合格）又はFの評語により表し、学部通則第18条から第21条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目等（以下「他大学等履修科目」という。）について、本学における履修とみなし単位を与える場合は、Rの評語により表すものとする。ただし、学部長が必要と認める場合は、他大学等履修科目について、前項の規定に基づく成績の評価を行うことができるものとする。

3 学生が履修を中止した授業科目は、W（Withdrawal：履修中止）の評語により表すものとする。

(再履修)

第3条 基幹教育院長、各学部長又は21世紀プログラム長（以下「基幹教育院長等」という。）は、前条第1項の規定により、C又はFと評価された授業科目について、学生が再履修を希望した場合は、当該授業科目の再履修を認めることができる。この場合において、再履修した際の成績評価の評語及びGPは、従前の成績評価の評語及びGPに置き換えるものとする。

(GPAの算出)

第4条 GPAは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

(対象授業科目等)

第5条 本学の学士課程で開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

(1) 合否等により判定する授業科目

(2) 学部通則第18条から第21条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目（第2条第2項ただし書きの規定により成績の評価を行う他大学等履修科目を除く。）

(3) 基幹教育院長等がGPA算出除外科目として定める授業科目
(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に行った成績評価及び単位の認定については、なお従前のおりとする。

附 則（平成28年度九大規程第13号）

- 1 この規程は、平成28年7月26日から施行する。
- 2 この規程の施行前に行った成績評価及び単位の認定については、なお従前のおりとする。

附 則（令和2年度九大規程第70号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の九州大学GPA制度に関する規程は、令和3年4月1日に九州大学に入学する者から適用し、令和3年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。